

## 旅 行 命 令 書

次のとおり旅行してよいでしょうか。

代表者	経理責任者	起案	5. 6. 9
		決裁	5. 6. 12
旅行者			
氏名	衣川 広志		

用務及び行先	<p>以下の調査のため、兵庫県豊岡市、神戸市及び愛知県名古屋市へ旅行するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有機野菜を使用した学校給食（オーガニックビレッジ宣言）に関する調査（7月6日）</li> <li>・超短時間雇用創出プログラム事業に関する調査（7月7日）</li> <li>・市民税減税制度に関する調査（7月7日）</li> </ul>
--------	---

期 間		令和5年7月6日(木曜日)から令和5年7月7日(金曜日)まで						
月 日	発地名	経 路	着地名	鉄道賃 船 賃	航空賃 車 賃	日 当	宿泊料	計
7/6	長岡 6:34	とき300号 東京行	東京 8:12	乗 12,210 特 4,070		1,500	14,800	32,580
	東京 8:33	ひかり635号 新大阪行	京都 11:12	特 5,290				5,290
	京都 11:25	JR特急きのさき5号 城崎温泉行	豊岡 13:38	特 1,090				1,090
	豊岡 16:21	JR山陰本線 福知山行	和田山 16:51	乗 2,640				2,640
	和田山 17:01	JR播但線 寺前行	寺前 17:54					0
	寺前 18:05	JR播但線 姫路行	姫路 18:52					0
	姫路 18:56	JR神戸線新快速 長浜行	三ノ宮 19:35					0
7/7	三ノ宮 11:07	JR神戸線新快速 近江塩津行	新大阪 11:34	乗 4,070		1,500		5,570
	新大阪 11:48	ひかり506号 東京行	名古屋 12:42	特 3,060				3,060
	名古屋 12:56	名古屋市営桜通線 徳重行	久屋大通 13:01	乗 240				240
	久屋大通 13:04	名古屋市営名城線右回り 名古屋城・大曾根方面	名古屋城 13:06					0
	名古屋城 15:33	名古屋市営名城線左回り 栄・金山方面	金山 15:45	乗 240				240
	金山 15:51	名鉄名古屋本線快速特急 豊橋行	豊橋 16:37	乗 1,140				1,140
	豊橋 16:51	ひかり656号 東京行	東京 18:12	乗 9,130 特 3,930				13,060
	東京 18:52	とき341号 新潟行	長岡 20:36	特 4,270				4,270
計				51,380	0	3,000	14,800	69,180

備 考 (變更理由等)

概算額	69,180円	×	1人	=	69,180円	受領印	
-----	---------	---	----	---	---------	-----	--

精算額 受領印

追 差 返 引 額 給 納	月　　日	円	代表者印		経理責 任者印
---------------------------------	------	---	------	--	------------

## 復 命 書

令和 5年 7月 16日

次のとおり政務活動費により旅行したので復命します。

旅行者氏名印 (代表者)	衣川 広志	
-----------------	-------	---

代表者	経理責任者
	

日 時	令和 5年7月6日(木)から令和 5年7月7日(金)まで 2日間
場 所	①豊岡市 コウノトリの郷公園 コウノトリ文化会館7/6 14時～16時 ②神戸市 神戸市役所 7/7 9時30分～10時30分 ③名古屋市 名古屋市役所 7/7 13時30分～15時
用 件	①有機野菜を使用した学校給食に関する調査 ②超短時間雇用創出プログラム事業に関する調査 ③市民税減税制度に関する調査
参 加 者 氏 名	衣川 広志
概 要	①豊岡市コウノトリ共生部 農林水産課 山本隆之参事 コウノトリ文化館 副館長 菅村定昌様 よりご説明いただく  ②神戸市福祉局 障害福祉課 保田恵子課長 神戸市福祉局 障害福祉課 浅田亞貴代係長 よりご説明いただく  ③名古屋市財政局 総務課 矢野光宏課長 名古屋市財政局 税務部 古橋秀規税制課長 よりご説明いただく  詳細は別紙参照。

# 視察報告

## 1、オーガニック給食について

始めに豊岡市農林水産課参事の山本様より取り組みの概要をご説明いただきました。

人口規模8万弱の豊岡市のメインの産業はブロイラーではありますが、兵庫県の中では水稻中心。森林率は8割との事で大半が山である事、市内には傾斜が緩やかな円山川が流れている事などを教えていただきました。

オーガニック給食を導入した経緯としては、昨今良く聞かれる健康志向の為ではなく「コウノトリを育む農法」=「安心安全なお米とたくさんの生き物を同時に育む農法」を広げる事を目指した動きの中で有機米の消費拡大、販路拡大の為にオーガニック給食導入によるコスト上昇分を市が補助すると言う政策であり、1000万程度の予算規模だと言うお話をでした。

1960年代に水銀入りの農薬を使用していたことが原因と考えられているコウノトリの絶滅時、最後に姿が確認された地として豊岡市は人工繁殖に取り組むようになったとのこと。

卵を温めてもなかなか孵化することなく始めは苦労したが、ロシアからの若いコウノトリを導入したことにより1989年に人工繁殖に成功し、コウノトリの野生復帰計画が1992年に立てられた。

野生化の狙いは3つある。1つ目はコウノトリとの約束。必ずもう一度空に返すと約束したこと。二つ目は野生生物の保護に関する世界的な貢献、3つ目はコウノトリも住める豊かな環境の創造。その為に最も変わらなければいけなかったのが農業。慣行農業ではなくビオトープとして豊かな生態系を支える事が出来る農業を目指した。冬季湛水、化学物質の不使用、早期湛水、中干し時期の延期などによりカエルが害虫を食べてくれる、イトミズが土壤をトロトロ層に改良してくれるなどの効果が得られた。雑草対策や作業全体に手間がかかる、水管理も困難などの問題も残されてはいるが、ポット苗を採用したり専用の耕作機械、除草機の導入などで収量の改善に取り組んでいた。手間はかかるが単位面積あたりの平均終了は慣行農法と比較しても遜色ないというデータもある。

そんな中で給食にオーガニック給食の要望は中学生から市長への直談判がきっかけだった。まだ始まっていたばかりの取り組みで効果検証には至っていないが、給食に提供するのに必要な90トンの減農薬米の確保が出来るようになり、JAと兵庫県と豊岡市と一体になって引き続き取り組んでいく予定との事だった。健康の為の取り組みとしてしまうと成果指標の設定が困難だし、様々な意見も出てくると思うがコウノトリが野生に帰る為の環境づくりとしての取り組みと言うストーリーを作り出すことで、政策の実現に至った可能性もあると考えました。もし長岡市で同様の政策に取り組むとした場合も、健康のためではなく何らかのストーリーが必要になると考えました。

## 視察報告

### 2. 障害者雇用の超短時間勤務について

神戸市福祉局障害福祉課担当者よりご説明をいただいた。

神戸市は人口減少しているが障がい者手帳所持者は増えている。

理由としては障がいに対する認知度の向上や手帳取得への心理的ハードルが下がった事等が考えられる。

障害者の就労支援の取り組みとしては、しごとサポートを中心とした地域システムを構築することで生活支援と就労支援を一体的に行ってきました。具体的にはセミナーや見学会の実施、冊子を作成するなど広報機能の充実図ってきた。その中で課題として抽出されたのは心身のコンディション、通院等の理由により長時間の勤務は難しくても、週数時間の短時間の就労であれば働ける方もいること、重度障害者、精神障害者、発達障害者などで、外出が困難な障がい者の中にはICTなどを活用した在宅就労であれば可能な方もいること、他の障害に比べて、精神障害者・発達障害者の職場定着率が低い事などがあり、障害特性に応じて多様な働き方の創出が求められている事などがあった。

神戸市としては独自に短時間雇用創出コーディネーターを仕事サポート内に配置して、企業側への説明・障害者とのマッチング事業を行っている。

東大先端研の近藤先生に共同研究とコンサルを依頼し、企業側の仕事の切り出し方などのノウハウを提供していただいている。以前は短時間でも雇用契約を締結してしまうと就労継続支援B型事業所との併用が出来なかつたが、コーディネーターの支援を受けて短時間雇用に至ることなどを条件に継続利用を認める環境整備を行つた。神戸市内における実績としては53社に113名が就労、課題としては企業にとっては週20時間未満の雇用に対してインセンティブが働きにくい事、ワーカーの確保、最初に職務定義をしっかりとする必要がある事などが挙げられている。

国の法改正もあり、20時間未満の雇用でも障害者雇用人数を0.5人として換算できるようになる事で今後どのようなサービスのあり方が更なる検討が必要になると思われる。

## 視察報告

### 3、市民税減税について

名古屋市財政局からご説明をいただく。

市民税の減税の目的は、「現下の経済状況に対応し、「市民生活の支援」及び「地域経済の活性化」を図ると共に、「将来の地域経済の発展」を図る事」

市民税の減税の沿革としては、平成21年に河村名古屋市長がマニフェスト「市民税減税10%」を掲げて当選するところから始まる。当選後すぐに「名古屋市市民税減税の基本的な方針に関する条例」を提出するも、継続審査となる。11月には条例を撤廃し、より具体的な「名古屋市市民税減税条例」を上程すると、翌月の12月には修正の上、付帯決議を附した上で可決される。

付帯内容としては「福祉・教育の分野において市民生活の後退に繋がるような予算削減は行わないこと」

「市債の発行にあたっては将来世代に過度な負担を残さないように努めること」があった。

その後議員提出議案として名古屋市市民税減税条例を単年度限りのものとする条例が可決されたことにより、平成23年度は減税が行われなかつたが、河村市長の出直し選挙等を経て改めて市民税減税を恒久的に5%減税するに至っている。

3年後に効果検証を実施するも、データが不足していた為、所管事務調査による検証時期を翌年にずらし再実施を行う。経済的な効果はあつたが、給付政策を採用した場合は国補助金も使えるためより大きな経済成長が出来たと言ふシミュレーションになった。市長としては様々なシミュレーションがある中の一つのシミュレーションとして、減税は引き続き行われている。

なお、当初は法人市民税も減税をしていたが、平成31年度からは企業寄付促進税制に移行し、その後2年間で終了となつてゐる。減税の規模としては初年度が160億円でその後は概ね 100億円程度の減収と見込まれている。税収の推移としては初年度は200億円ほど減収し、その後は順調に増収傾向を維持しているが、減税分を取り戻すにはまだ至っていないと見られている。

市民税減税に関しては、非課税世帯には恩恵がなく、課税世帯を見ても高所得世帯ほど優遇を受ける政策であることから税の再分配としての観点からは問題があるが、市民から不公平だとクレームが入つたことは今の所聞いていないとの事だった。

市長の公約では10%の減税ではあったが財政に与える影響を踏まえた多様な意見が出ており、条例が可決に至らなかつたことも踏まえて市長が政治的に判断し5%の恒久減税となつた。

標準税率よりも低い税率を設定すると、地方債の起債時に総務大臣の許可が必要になる。許可を得る際には、減税が財政に与える減収の影響以上の行政改革を取り組むことを予定しているか、超過税率が類似団体を上回っているなどを中心に精査して判断される事から、減税を実施している間は歳入の確保あるいは事務事業の見直しなどの行政改革に取り組んでいるとの事だった。減税を実施した当初は起債許可が下りるか見込めず予想のつかない状況だったが、最近では国の審査基準もある程度わかるようになってきたため起債許可もある程度見込める状況になっていると言う趣旨のご説明もいただいた。

市民税の減税を実施する際の障壁となり得る起債許可については、減税が財政に与える減収以上の行政改革を実施していればクリアする事が出来る事がわかる先例であり、長岡市は事務事業の見直しをしっかりとやっていると言う事なので、改めて市民税の減税は実現できると言う結論に至つた。

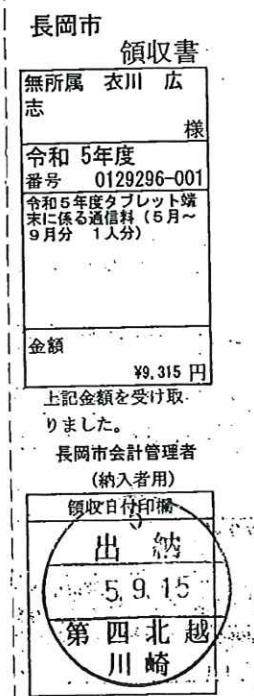
政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 衣川 広志	代表者印 	経理責任者印 	台帳No. 2
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input checked="" type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 タブレット端末通信料 (令和5年度5月~9月分)	政務活動費充当金額 9,315 円	精算年月日 5・9・15		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の2分の1以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあっては、当該各月の支払額等の2分の1以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの

○ 本通信料については、充当額1/2以内の適用除外であるもの



※書類は、重ならないように貼付すること。

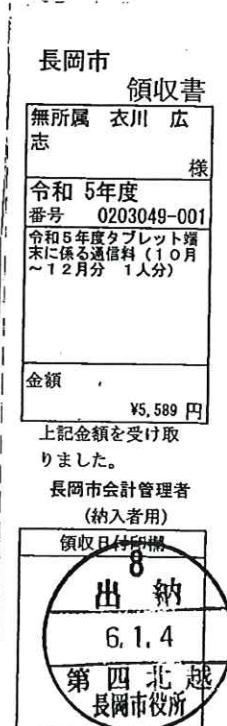
政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 衣川 広志	代表者印 	経理責任者印 	台帳No. 3
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input checked="" type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 タブレット端末通信料 (令和5年度10月～12月分)	政務活動費充当金額 5,589 円	精算年月日 R6・1・4		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の2分の1以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあっては、当該各月の支払額等の2分の1以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの

○ 本通信料については、充当額1/2以内の適用除外であるもの



※書類は、重ならないように貼付すること。